

座間市マスコットマスコットキャラクター「ざまりん」の表現行為に関する事務取扱要領

(目的)

第1条 この要領は、市制40周年を記念して誕生した座間市（以下「市」という。）が有するマスコットキャラクター「ざまりん」（以下「マスコットキャラクター」という。）の表現行為に関する基本的な取扱いを定め、もってマスコットキャラクターの一貫したイメージを保護することを目的とする。

(定義)

第2条 本要領における「表現行為」は、次の各号に掲げるものをいう。

- (1) 音声による発声 声優、音声合成その他の方法によりマスコットキャラクターの声として表現されるもの。
- (2) 表現上の発声 音声を伴わず、吹き出し、字幕、擬音等によりマスコットキャラクターが発話しているかのように表現されるもの。
- (3) 無声 マスコットキャラクターが発話を行わず、動作や第三者のナレーション等で意図を表現するもの。

(原則)

第3条 表現行為は、マスコットキャラクターの設定に沿った表現とし、過度に俗語的、差別的又はマスコットキャラクターの品位を損なう表現は禁じる。

(音声による発声)

第4条 音声による発声は、次のとおり、取扱いを媒体ごとに定める。

- (1) 原則として発声を認めないが、市長が認めた場合に限り、発声を認めるもの。
対面イベント：ステージ、グリーティング等
- (2) 事前に市の許可を得た音声に限るもの。
ア 放送・配信：テレビ、ラジオ、インターネット配信等における発声
イ 録音コンテンツ：PR動画、CM、館内放送、電話ガイダンス等に使用する音声
ウ デジタルメディア：SNS投稿、アプリ、ゲーム等に使用する音声
エ 特殊利用：玩具、グッズその他の機器等に組み込む音声

(表現上の発声)

第5条 吹き出し、字幕、擬音等を用いることができる。

(無声による表現)

第6条 マスコットキャラクターを無声で使用する場合、ジェスチャー等で表現することができる。

2 必要に応じて第三者のナレーションや解説者によりマスコットキャラクターの意図を補足することができる。

(その他の事項)

第7条 この要領に定めるもののほか、マスコットキャラクターの表現行為に関して必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

本要領は、令和7年10月20日から施行する。